

2025 年度版 転入者用

江別生活 ガイドブック

Ebetsu City Guide 2025



目次

届出と各種証明



2-3

住まいと暮らし



4-5

出産・育児



5-6

小中学校・教育



7-8

福祉・医療



8-11

年金・国保



12

施設案内



13

タウンマップ



14-15

各種相談窓口



16

江別市役所 〒067-8674 江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141(代表) ホームページ <https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>



緊急時の連絡先

- 警察…………… ☎110
- 救急…………… ☎119
- 消防…………… ☎119
- 夜間急病センター…………… ☎391-0022
〈住所〉錦町14-5(受付:18時30分～翌朝6時30分)
- 小児救急電話相談…………… ☎232-1599
北海道小児救急電話相談(年中無休19時～翌朝8時)
- 産婦人科救急夜間相談… ☎290-3299
札幌市産婦人科救急電話相談(年中無休19時～翌朝9時)

- 休日・祝日当番病院情報 … ☎0120-20-8699
(携帯電話からは ☎011-221-8699)
- 江別市消防本部 …………… ☎382-5453
- 江別警察署 …………… ☎382-0110
- 除雪・排雪情報 [→4ページ]
- 水道凍結・修理 [→4ページ]
- 災害案内 <http://www.ebetsu-fd.jp/>





届出と各種証明

住民登録 戸籍住民課 ☎ 381-1020

転入や転出など、住所や世帯構成が変わるときは、届出に必要なものを持参し、必ず所定の期間内に届け出をしてください。

届出の種類		届出期間	届出に必要なもの	その他
転入届	他の市区町村から引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	①前住所地の市区町村が発行した転出証明書 ②運転免許証など本人確認書類（次ページ参照） ③お持ちの方はマイナンバーカード	小・中学校のお子さんがいる方で、届出と同時に在学証明書をお持ちの場合は、戸籍住民課または市役所大麻出張所で入学通知書を交付します。
転出届	他の市区町村へ引っ越しするとき、海外に居住するとき	転出する予定の14日前から転出する日まで	①運転免許証など本人確認ができる書類（次ページ参照） ②転居の際、お持ちの方はマイナンバーカード ③国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各被保険者証・資格確認書・子ども医療などの各受給者証（加入者のみ）	印鑑登録している方は、「印鑑登録証」をお返しください。 ※国民健康保険などの被保険者・子ども医療などの受給者の方は、喪失手続きを行ってください
転居届	市内で引っ越したとき	転居した日から14日以内		小・中学校のお子さんがいる方で、届出と同時に在学証明書をお持ちの場合は、戸籍住民課または市役所大麻出張所で入学通知書を交付します。
世帯変更届	その属する世帯または世帯主に変更があったとき	変更の日から14日以内		

●上記の届出は、戸籍住民課または市役所大麻出張所（☎ 382-4855）へ。

●マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルを通じたオンラインによる転出届の提出が可能です。転入届は来庁して手続きをする必要があります。詳しくは、戸籍住民課へお問い合わせください。

戸籍の届出 戸籍住民課 ☎ 381-1020

届出期間		届出人	届出場所	届出に必要なもの	その他
出生届	生まれた日を含めて14日以内	父または母	届出人の本籍地や住所地、出生地などの市区町村	①出生届 ②出生証明書 ③母子健康手帳	※国民健康保険被保険者は出産育児一時金が支給されます ※児童手当の申請手続きを行ってください ※お子さんの保険資格情報が確認できるもの（資格確認書、マイナポータルから資格情報を印刷したものなど）ができましたら子ども医療の手続きを行ってください ※注1 参照
死亡届	死亡の事実を知った日を含めて7日以内	親族、同居人など	死亡者の本籍地や死亡地、届出人の住所地などの市区町村	①死亡届 ②死亡診断書（死体検案書）	※国民健康保険、後期高齢者医療被保険者が死亡したときは、葬祭費が支給されますので、申請手続きを行ってください ※注1 参照
婚姻届	届け出た日から法律の効力が発生します	夫および妻	夫か妻の本籍地、夫か妻の住所地などの市区町村	①婚姻届（成人の証人2人による署名が必要） ②運転免許証など本人確認ができるもの ③届出により氏が変わる方は、マイナンバーカード（顔写真つき）	※注1 参照
離婚届	届け出た日から法律の効力が発生します 裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決決定・和解成立・請求の認諾成立の日から10日以内	夫および妻 調停・審判・裁判離婚の場合は申立人	夫婦の本籍地、夫婦の住所地などの市区町村	①離婚届（協議離婚の場合は成人の証人2人による署名が必要） ②調停離婚：調停調書の謄本 ③審判または判決離婚：審判書または判決書の謄本および確定証明書／和解・認諾離婚：和解調書・認諾調書 ④運転免許証など本人確認ができるもの ⑤届出により氏が変わる方は、マイナンバーカード（顔写真つき） ※協議離婚の場合②、③は不要です	※離婚後も婚姻中の氏を称する場合は、さらにその旨の届け出が必要です ※協議離婚届は夫と妻の両人で届け出るのが原則です。当事者の一方のみが届け出た場合は窓口に来られなかった方に離婚届を受理した旨を郵送により通知します ※児童扶養手当および、ひとり親家庭などの医療費助成の申請手続きを行ってください（対象者のみ） ※注1 参照

●その他戸籍に関する届出（転籍届・養子縁組届・養子離縁届など）は、戸籍住民課へお問い合わせください。

●戸籍の届出に伴い、住所の異動がある方は、別に届出（転入・転出・転居）が必要です。

注1 江別市国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金などに該当される方は各担当課へお問い合わせください

印鑑登録 戸籍住民課 ☎ 381-1020

●印鑑登録

本人が登録する印鑑と本人確認書類（右下表参照）を持参し申請してください。

本人が都合により直接申請できない場合は、本人が自署・押印し、別途登録する印鑑を明らかにした委任状を代理人が持参することにより代理申請ができます（事前にお問い合わせください）。この場合、本人への意思確認のため登録まで数日かかります。登録手続きが完了すると印鑑登録証（カード）を交付します（交付手数料：初回登録時無料。2回目以降、1件 350 円）。

●印鑑登録証明書

印鑑登録証（カード）を持参し請求してください。代理人の場合、委任状は必要ありません。

マイナンバーカード（個人番号カード） 戸籍住民課 ☎ 381-1146

●マイナンバーカードでできること

- ・本人確認、マイナンバーの証明
- ・証明書等コンビニ交付サービス利用
- ・各種行政手続きなどのオンライン申請
- ・健康保険証や免許証としての利用（別途登録・手続きが必要）

●申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

【郵送申請】

交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付けて国の機関に郵送。

【オンライン申請】

公式サイトのほか、スマートフォンやパソコンから申請（ID が必要）。

※申請書がない場合は、戸籍住民課または市役所大麻出張所で郵送・オンライン申請に対応した申請書を無料で交付しています（運転免許証など本人確認書類が必要）。詳しくは「マイナンバーカード総合サイト」をご覧ください。か、戸籍住民課へお問い合わせください

証明書等コンビニ交付サービス

戸籍住民課 ☎ 381-1020

利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを利用して、コンビニなどの店舗で住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスです。

●利用可能な店舗

多機能端末機を設置している全国のセイコーマート、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、イオン北海道など（店舗営業時間内に限る）。【利用可能時間：6 時 30 分～23 時（メンテナンス時を除く）】

●取り扱う証明書

- ・住民票の写し（本人または同一世帯員の住民票の写し）
- ・印鑑証明書（印鑑登録証を返納した方のみ）
- ・戸籍の証明書（江別に本籍がある方のみ。市外にお住まいの方は、事前の利用登録申請が必要です）

・所得・課税証明（現年度・本人のみ）

●証明書の手数料

店舗での証明書交付手数料は、窓口での料金と同額です。※窓口で手数料免除により無料で交付を受けられる場合でも、店舗で取得すると有料になります。手数料の免除を希望される方は窓口で申請をしてください

証明交付窓口のご案内

戸籍住民課 ☎ 381-1020

住民票などの各種証明書は以下の窓口でも請求できます。なお、窓口によっては交付していない証明書もありますので、あらかじめご確認ください。

●市役所大麻出張所

（大麻中町 26-4） ☎ 382-4855

●水道庁舎証明交付窓口

（萩ヶ岡 1-4）

●市民交流施設証明交付窓口

（東野幌本町 6-43）

●豊幌地区センター証明交付窓口

（豊幌 686-10）

パートナーシップ宣誓制度

市民生活課市民協働担当 ☎ 381-1124

LGBTQ+ などの性的マイノリティの当事者を含むカップルが、互いを人生のパートナーとする宣誓書を届け出ること、市が両者に対して証明書（パートナーシップ宣誓書受領証）を交付する制度です。事前予約、対象要件、必要書類などの詳細はお問い合わせください。

本人確認書類 以下の①、②のいずれかをご提示ください。

①	運転免許証・マイナンバーカード・パスポートなど官公署が発行した顔写真付きの書類のうち 1 点
②	各種健康保険の資格確認書・基礎年金番号通知書・各種受給者証・学生証・社員証などのうち 2 点※印鑑登録の際は 3 点（うち 1 点は公的機関が発行したもの）

戸籍・住民票関係 戸籍住民課 ☎ 381-1020

証 明 書	手 数 料	必要なもの
戸籍全部（個人）事項	1 通 450 円	本人確認書類（上記表参照） 代理人が請求する場合は委任状
除籍全部（個人）事項 【除籍謄（抄）本】	1 通 750 円	
住民票の写し	1 通 300 円	
印鑑登録証明書	1 通 300 円	印鑑登録証

※江別市以外の住民票、戸籍などについては戸籍住民課にお問い合わせください

税務証明関係 市民税課市民税係 ☎ 381-1012

証 明 書	手 数 料	必要なもの
所得証明書・課税証明書	各証明書 1 通 400 円	運転免許証 マイナンバーカード 資格確認書 など 代理人が請求する場合は委任状
評価証明書・ 公租公課証明書	各証明書 1 棟・1 筆 400 円	
納税証明書	1 通 400 円	
営業証明書	1 通 400 円	

葬斎場

市民生活課 ☎ 381-1094

江別市葬斎場（対雁 100-4 ☎ 382-2449）を利用される方は、死亡届などを戸籍住民課または市役所大麻出張所へ提出し火葬許可証の交付を受けてください。年末年始や土曜、日曜、祝日、夜間などの場合は、市役所当直で受け付けています。

その他

墓地の使用申し込み・名義変更

市民生活課 ☎ 381-1094

市営墓地やすらぎ苑は、江別市に 1 年以上住民登録があり、祭祀の主事者として納骨すべきお骨を管理し、3 年以内にお墓の建立を予定している方が申し込むことができます。募集期間はお問い合わせください。

また、墓地の使用許可を受けている方が亡くなった場合や住所、氏名に変更があった場合は変更手続きが必要です。

合同墓の使用申し込み

市民生活課 ☎ 381-1094

合同墓（合葬式のお墓）の使用申し込みを受け付けています。合同墓は他の方のお骨と併せて埋蔵するものです。

申し込みできる方は① 1 年以上江別市に住所を有し、故人のお骨を管理されている方、② 江別市に住んでいたことのある故人のお骨を管理されている方、③ 江別市の市営墓地から合同墓にお骨を移す方です。



住まいと暮らし

水道・下水道

各種届出

水道部営業センター料金担当

☎ 385-4987

次のようなときは、必ず水道部営業センターに届出をしてください。

- ・名義の変更（使用者・支払者）
- ・使用見込（認定）水量の変更について
- ・長期間留守にするとき
- ・引っ越しするとき・引っ越ししたとき
- ・水道の使用用途が変わるとき
- ・家族の人数が変わるとき

※市内で転居される場合でも届出が必要です。引っ越しの2～3日前までにご連絡ください。また、長期間使用を止めるときもご連絡ください。水道部では料金請求の中止などを行います。止水栓の開閉については取り扱っていませんので、指定工事業者に依頼してください

上下水道料金などの支払い

水道部営業センター収納担当

☎ 385-1215

料金の支払いは口座振替と納入通知書でできます。自動的に納付できる口座振替が便利です。ぜひご利用ください。

【振替日】毎月25日（翌月10日再振替）

※令和7年9月以降は隔月請求（検針月の翌月（25日）に振替）

※振替日・再振替日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日

【手続きに必要なもの】貯金（預金）通帳、貯金（預金）通帳にご使用の印鑑、お客様番号がわかるもの（納入書や領収書など）

【取扱金融機関】市内に店舗のある金融機関の本・支店・出張所、全国のゆうちょ銀行

手続きは取扱金融機関の窓口または水道部営業センター（水道庁舎1階）で受け付けしています（ゆうちょ銀行は直接郵便局窓口で手続きしてください）。

給水装置・排水設備の工事と修理

水道整備課給排水指導担当

☎ 385-4989

次の工事などは、市の指定工事事業者（下の二次元コード参照）のみ施工できます。必ず指定工事事業者にお申し込みください。

- ・水道（給水装置）の新設、撤去工事
- ・給水装置（給水管、止水栓、メーター、水抜栓、蛇口など）の修理
- ・冬期間の凍結修理
- ・下水道（排水設備）の新設、撤去、修理



除雪

除雪・排雪情報

江別除雪センター ☎ 381-6622

（毎年11/1～翌年3/31・5時～20時）

土木事務所雪対策課 ☎ 383-5900

市道に関する除雪・排雪情報や市内の降雪情報は、市ホームページをご覧ください。



福祉除雪サービス

江別市社会福祉協議会 ☎ 385-1234

71歳以上の高齢者、介護保険制度で要介護1～5と認定された方、重度身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、18歳以下の方のうち、これらの方のみで構成される世帯を対象に、公道除雪後に残された玄関・車庫前の置き雪を除雪するサービスです。

利用条件、料金などの詳細はお問い合わせください。

除雪派遣サービス

江別市社会福祉協議会 ☎ 385-1234

高齢者や重い障がいなどがある方のみの世帯を対象に、玄関から公道までの通路部分を、歩行に支障ない程度で除雪を行います。利用条件、料金などの詳細はお問い合わせください。

低層市営住宅除雪サービス

介護保険課高齢福祉係 ☎ 381-1067

低層の市営住宅（あけぼの団地）に居住する高齢者や重い障がいなどがある方のみの世帯を対象に、玄関から公道までの通路部分を、歩行に支障のない程度で除雪を行います。利用条件、料金などの詳細はお問い合わせください。

ごみ・リサイクル

スマートフォン用ごみ出しアプリ

廃棄物対策課 ☎ 383-4211

地区別にごみ収集日、分別方法が分かります。右の二次元コードからアクセスしてご利用ください。



ごみの出し方相談ダイヤル

☎ 384-5600

【受付時間】月～金曜日9時～17時

祝日・年末9時～12時

（土曜日・日曜日・年始は休み）

ごみの出し方、収集

廃棄物対策課 ☎ 383-4211

詳しいごみの出し方や分別は、各家庭に配布している「分別の手引き」と「収

集日カレンダー」をご覧ください。

お手元がない場合や紛失してしまった場合は、以下の配布場所を受け取れます。

配布場所	所在地
市役所本庁舎案内窓口	高砂町6
水道庁舎証明交付窓口	萩ケ岡1-4
市役所大麻出張所	大麻中町26-4
市民交流施設「ぷらっと」	東野幌本町6-43
中央公民館（コミセン）	3条5丁目11
野幌公民館	野幌町13-6
大麻公民館（えぼあホール）	大麻中町26-7
豊幌地区センター	豊幌686-10
区画整理記念会館	朝日町11-12
野幌鉄南地区センター	東野幌本町62-1
大麻西地区センター	大麻沢町26-2
文京台地区センター	文京台7-4
大麻東地区センター	大麻東町13-11
江別元町地区センター	元町1-2
環境室廃棄物対策課	工栄町14-3
情報図書館	野幌末広町7

集団資源回収

廃棄物対策課 ☎ 383-4211

資源物を自治会や学校などの団体ごとに集めてリサイクルしています。

回収品目と回収日は団体ごとに異なりますので、それぞれの団体にお問い合わせいただくか、市HP、ごみ出しアプリからご確認ください。

※新たに集団資源回収に取り組む場合は、ご相談ください

ごみ出し困難者への戸別収集

廃棄物対策課 ☎ 383-4217

ごみステーションまでごみを運ぶのが難しい状態にある世帯を対象に戸別収集を行います。

収集は、毎週1回（水曜日）に玄関などの敷地内から、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物、危険ごみを一括収集します（屋内からの収集は行いません）。

利用をお考えの方は、電話でご相談ください。なお、親族の方やケアマネジャーなどからの申請も可能です。

【対象】

次の①～③のいずれかの要件に該当する方で構成される世帯。

- ① 要介護1以上の認定を受けている方
 - ② 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている方
 - ③ 療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ※施設に入所の方、入院されている方は対象となりません
※要件に該当していない場合でも、特例として利用が認められる場合があります

ので、ご相談ください

住宅・建設

市営住宅

建築住宅課住宅係 ☎ 381-1041

市内には、「中央団地」「新栄団地」「弥生団地」「あけぼの団地」の4団地、1,241戸の市営住宅があります。

家賃は、入居される方の収入と住宅の規模などに応じて、毎年度、個々に算出します。入居資格などの詳細はお問い合わせください。

建築物の新築・増築

建築指導課建築確認係 ☎ 381-1042

建物を新築・増築しようとする場合は、事前に建築基準法に適合していることを確認するため、建築確認申請が必要となります。

車庫や物置など、簡易なものを設置する場合も確認申請が必要な場合がありますので、詳細はご相談ください。

道路

道路の占用など

土木事務所道路管理課管理係

☎ 383-5900

歩道にロードヒーティングを設置する場合、融雪機（槽）やルーフトレーンの排水管を道路に埋設する場合、縁石の切り下げや側溝の改修、足場の設置をする場合などは、事前に許可が必要になりますのでご相談ください。

なお、国道、道道の道路占用、工事はお問い合わせください。

【国道】

北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事

務所 ☎ 011-854-6111

【道道】

空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所 ☎ 0133-23-2220

税

各種市税に関する問い合わせ先

●個人市民税

市民税課市民税係 ☎ 381-1012

●法人市民税・市たばこ税・入湯税・軽自動車税（種別割）

市民税課税制係 ☎ 381-1012

●固定資産税・都市計画税

資産税課土地係、家屋・償却資産係 ☎ 381-1404

●国民健康保険税

国保年金課国保賦課係 ☎ 381-1028

市税の納付

納税課収納管理係 ☎ 381-1013

納税通知書が届いたら、納期内に市役所、市役所大麻出張所または納付書に記載されている金融機関で納めてください。なお、e!-QR（二次元コード）が印字されている納付書は電子納付が可能です。また、口座振替の手続きは、市役所（納税課）、市役所大麻出張所または市内の金融機関・ゆうちょ銀行（郵便局）で受け付けています。

納税課収納担当 ☎ 381-1013

納税の相談

税金の納付は、皆さんが納期内に自主納付していただくことを基本としていますが、やむを得ない事情で納期内に納付できない場合は、お早めにご相談ください。

納税の猶予制度

税金は定められた納期限までに納めなければなりません、次のような特別な理由

により、市税を一時に納付できないと認められる場合には、原則1年以内の期間で納税を猶予する制度が設けられています。詳細についてはお問い合わせください。

●徴収の猶予

災害や病気、事業の廃止などの理由により、市税を一時に納付できないと認められる場合。

●換価の猶予

市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがある場合。

夜間・日曜納税窓口

日中納税の相談や納付ができない方のため、毎週木曜日（祝日を除く）は20時まで、毎月最終日曜日（12月は第4日曜日）の10時から15時まで「納税窓口」を開設していますので、ご利用ください。

その他

飼い犬の登録など

市民生活課 ☎ 381-1094

新しく犬（生後91日以上）を飼ったときは、生涯に一度の登録（3,000円）が必要です。登録は市民生活課窓口と市内の動物病院で行うことができます。

また、生後91日以上の犬は、年に1回の狂犬病予防注射が必要です。また、飼い主の変更や住所が変わったときはご連絡ください。

犬や猫などのペットが死亡し、火葬する場合は、葬斎場（☎ 382-2449）へ連絡し、火葬時間の予約をしてください。

飼い主が焼骨を引き取る場合は4,500円、引き取らない場合は550円かかります。



出産・育児

母子健康手帳の交付

保健センター（母子保健担当） ☎ 385-8137

医療機関で発行された妊娠届出書をお持ちください。

妊婦歯科健診 保健センター ☎ 385-5252

妊産婦健康診査

保健センター（母子保健担当） ☎ 385-8137

妊産婦健康診査受診票と超音波検査受診票を交付します。産科医療機関などで受診してください。

不妊治療費（先進医療）助成

保健センター管理係 ☎ 391-8036

医療保険適用の不妊治療と併用して実施した先進医療にかかる治療費と交通費の一部を助成します。

低所得妊婦に対する初回産科受診料助成

保健センター（母子保健担当） ☎ 385-8137

低所得者の妊婦に対し、妊娠の判定を受けるための初回産科受診料を助成します。

新生児聴覚検査 保健センター ☎ 385-5252

出生後に難聴の有無を調べる聴力検査です。費用の一部を助成します。

マタニティスクール・育児体験

保健センター（母子保健担当） ☎ 385-8137

入院助産制度

子育て支援課 ☎ 381-1408

経済的理由により出産費用にお困りの方のための制度です。

児童手当

子育て支援課 ☎ 381-1408

高校卒業年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給します。

こんにちは赤ちゃん事業・

親と子の絵本事業

子育て支援課 ☎ 381-1408

生後4カ月までの赤ちゃんがいるすべての家庭を、主任児童委員などが訪問し絵本2冊などを配布します。

新生児・乳幼児訪問指導

保健センター（母子保健担当） ☎ 385-8137

保健師が家庭を訪問し、育児に関する悩みごとの相談に応じるほか、発育、予防接種、乳幼児健診などの説明を行います。

定期予防接種

《市内指定医療機関で実施》(要予約)
保健センター ☎ 385-5252

●ロタウイルスワクチン／対象年齢：生後6週～生後24週(32週)未満／標準的な接種：初回接種開始が生後6週から／接種回数2回(ロタリックス)または3回(ロタテック)

●小児用肺炎球菌ワクチン／対象年齢：生後2カ月～5歳未満／標準的な接種：初回接種開始が生後2カ月～7カ月未満／接種回数：初回3回、追加1回

●B型肝炎ワクチン／対象年齢：生後2カ月～1歳未満／標準的な接種：生後2カ月～生後9カ月未満／接種回数：3回

●DPT-IPV-Hib(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブの五種混合)／対象年齢：生後2カ月～90カ月未満／接種回数：初回3回、追加1回

●BCG／対象年齢：生後12カ月未満

●MR(麻しん・風しんの二種混合)／対象年齢：第1期は生後12カ月～24カ月未満、第2期は5歳以上7歳未満で小学校就学前(年長)の1年間。令和6年度対象児は接種期限が2年延長されます。

●水痘／対象年齢：生後12カ月～36カ月未満／接種回数：2回

●日本脳炎ワクチン／対象年齢：生後6カ月～20歳未満(年齢により、接種を受けられる期間が異なる)／接種回数：第1期初回2回、第1期追加1回、第2期1回

●DT(ジフテリア・破傷風の二種混合)／対象年齢：11～12歳

●子宮頸がん予防ワクチン／対象年齢：小学6年～高校1年相当の女子または令和6年度までに1回以上接種をしている平成9年4月2日～平成21年4月1日生まれの女子のうち3回接種が終わっていない方／接種回数：2または3回／標準的な接種は中学1年

歯科相談・フッ素塗布

保健センター ☎ 385-5252

対象は1歳～就学前の子ども。

乳幼児健康診査

保健センター(母子保健担当) ☎ 385-5252

1カ月児(産科医療機関などで受診)、4カ月児、10カ月児(市内小児科医院で受診)、1歳6カ月児、3歳児を対象。身体測定のほか、医師の診察、保健師、栄養士、歯科衛生士などによる個別相談・指導など。

児童扶養手当

子育て支援課 ☎ 381-1408

父または母がいらないか、父または母が重度の障がい者である家庭で、児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童および、20歳未満で一定程度の障がいの状態にある児童)を養育している父または母などに支給します(所得制限あり)。ただし、受給者が公的年金を受けることができる場合は差額支給となります。

交通事故等災害遺児手当

子育て支援課 ☎ 381-1408

世帯の生計中心者を交通事故などの災害

によって失った家庭に対して支給します。

ひとり親家庭等の医療費助成

医療助成課医療助成係 ☎ 381-1403

ひとり親家庭などの親と子(20歳まで)の医療費のうち、保険診療の自己負担額(2～3割)の一部について助成します。

※対象の子は、原則満18歳の年度末まで、扶養されている場合は20歳の誕生月の末日(1日生まれは前月末日)まで助成します
※親の通院は助成対象外です
※所得制限があります

※助成対象者の年齢や世帯の住民税の課税状況により、一部負担金の額が異なります

子どもの医療費助成

医療助成課医療助成係 ☎ 381-1403

0歳から中学生(満15歳の年度末まで)の子どもの医療費のうち、保険診療の自己負担額(2～3割)の一部について助成します。
※お子さんの年齢や世帯の住民税の課税状況により、一部負担金の額が異なります

養育医療の助成

医療助成課医療助成係 ☎ 381-1403

入院養育を必要とする1歳未満の未熟児を対象に医療費の一部を助成します。医療機関からの請求に基づき、初診時一部負担金や食事療養費の一部が自己負担となる場合があります。

保育・預かり

ファミリー・サポート事業

(一財)江別市在宅福祉サービス公社 ☎ 802-5004

仕事と育児を安心して両立できるよう、また、用事ができた時にも安心して子育てができるよう、子育てを応援する仕組みです。子育ての手助けがほしい人(依頼会員)と、お手伝いができる人(提供会員)とで会員組織を作り、地域で子育てをサポートします。

緊急サポートネットワーク事業

NPO法人北海道子育て支援ワーカーズ ☎ 632-5180

病児・病後児の預かりや緊急的な預かり、宿泊を伴う預かり(病児・病後児を除く)をサポートします。

子ども預かり・日常生活支援

子育て支援課子ども家庭支援担当

☎ 381-1236

●ショートステイ

保護者が、病気や出産などで一時的にお子さんの面倒をみられない場合に、お子さんを児童養護施設などで短期間お預かりします。利用期間は原則として7日以内です。世帯状況に応じて利用料がかかります。

●トワイライトステイ

保護者が仕事、その他の理由により平日の夜間または休日に一時的にお子さんの面倒をみられない場合やその他の緊急の場合

に、お子さんを児童養護施設(岩見沢市内)で短時間お預かりします。世帯状況に応じて利用料がかかります。

●ひとり親家庭等日常生活支援

疾病などにより、一時的に生活援助が必要なひとり親世帯に家庭生活支援員(ホームヘルパー)を派遣します。支援内容は、掃除、買い物などで、事前に申請が必要です。利用は10日以内で、世帯状況に応じて利用料がかかります。

病児・病後児保育

子ども育成課 ☎ 381-1030

発熱や病気のお子さんを仕事などのため、家庭で保育できない場合、保護者に代わってお子さんを保育する「病児・病後児保育」を市内の医療機関等で実施しています。対象は、江別市に住所があり、保育園、幼稚園などに通う小学6年生までの、病気もしくは病気が治って間もないお子さん(事前に登録が必要)。なお、世帯の状況などにより利用料金がかかります。

【実施機関】

あずま子ども家庭クリニック[病児保育室にこここ](野幌住吉町25-10 ☎ 385-2525)
病児保育室 夢ふうせん(東光町12-8 ☎ 398-6141)

保育園 子ども育成課 ☎ 381-1030

保護者が日中家庭で保育ができないお子さんを保育する施設です。入園できるのは両親などが、就労、出産、病気、介護、災害などの理由でお子さんを保育できない場合です。保育するのは月曜日～土曜日の7時15分～18時15分。休園日は、日曜・祝日、年末年始です。保育料は、世帯の住民税額などで決定されます。

幼稚園 入園などの相談は、各幼稚園に直接お問い合わせください。 保育・幼稚園施設一覧▶▶



子育て支援センター

就学前の子どもと保護者が自由に遊び、友だち作りや子育ての相談などができます。子育てに関する講演会・講習会、イベント情報の提供なども行っています。

子育て情報誌「ホップステップえべつ」

子育て支援センターすくすく ☎ 381-1920

保健センター・子育て支援センターなど子育て関係の施設紹介のほか、親子で遊べる場所、病院情報なども掲載。

【配布場所】子育て支援センター、保健センター、市役所本庁舎 など



「えべつ」子育てアプリ

子育て支援課 ☎ 381-1408

子育てサービスの情報やイベント案内が届くほか、母子健康手帳を補完するアプリとしてお子さんの成長日記や写真、健診データなどを記録できます。





小中学校・教育

小学校 一覧

●小学校

学校名	所在地	電話番号
江別第一	緑町西1丁目37	☎ 382-3016
江別第二	野幌代々木町39	☎ 383-0015
豊 幌	豊幌419	☎ 383-4440
江別太	朝日町25-2	☎ 382-2580
大 麻	大麻宮町2	☎ 386-5301
対 雁	見晴台17-1	☎ 382-2004
野 幌	西野幌252	☎ 382-2151
東野幌	東野幌町48	☎ 382-3158
大麻東	大麻東町32	☎ 386-5361
大麻西	大麻扇町1	☎ 386-5013
中 央	向ヶ丘54	☎ 384-3001
大麻泉	大麻泉町27	☎ 386-0737
野幌若葉	野幌若葉町5-3	☎ 385-3131
北 光	篠津805-3	☎ 383-1031
文京台	文京台70	☎ 386-7700
いずみ野	対雁113-1	☎ 381-5090
上江別	ゆめみ野南町9-3	☎ 380-1122

中学校 一覧

●中学校

学校名	所在地	電話番号
江別第一	上江別西町40	☎ 383-0011
江別第二	野幌代々木町53	☎ 382-2456
江別第三	牧場町21	☎ 382-2080
野 幌	西野幌92-3	☎ 384-3339
大 麻	大麻宮町1	☎ 386-5341
大麻東	大麻697-1	☎ 387-0732
江 陽	萌えぎ野中央10-2	☎ 385-0851
中 央	新栄台57	☎ 385-5581
立命館 慶祥 (私立)	西野幌640-1	☎ 381-8888

入学通知

学校教育課 ☎ 381-1058

小・中学校への入学通知書は、1月末日までに保護者へお送りします。私立の中学校などへ入学するときは、その学校長の入学承諾書などと市から送られた入学通知書をお持ちのうえ、市教育委員会では「区域外通学」の手続きを行ってください。

転校手続

学校教育課 ☎ 381-1058

●市内での転居や市外から転入する場合

前の学校から在学証明書と教科用図書給与証明書を手し、戸籍住民課住民記録係または市大麻出張所で住民登録の手続き（転居届・転入届）をしてください。その際、在学証明書を提示すると入学通知書が発行されますので、それらを持って新しい学校で手続きをしてください。

●市外へ転出する場合

前の学校から在学証明書と教科用図書給与証明書を手し、住民登録の手続き（転出届）を終えてから、転出先市区町村の窓口で転校の手続きをしてください。

小・中学校の学校選択制

学校教育課 ☎ 381-1058

通学区域制度では、住んでいる住所により入学する小・中学校が決まりますが、学校選択制では、新1年生や市外から転入する場合は、通学区域に隣接する学校（隣接校）の中から、入学する学校を選択することができます（立命館慶祥中は除く）。

※市立小・中学校では現在「小中一貫教育」の取り組みを進めています。義務教育の9年間を同じ中学校区で過ごすことでさまざまな効果が期待されるので、小中一貫教育の趣旨をご理解のうえ、学校選択を検討してください

特別支援教育

教育支援課 ☎ 381-1409

発達障がいなども含めた障がいのある児童・生徒に対して、生活や学習上の困難を改善または克服するために、各校で必要な支援を行っています。

就学相談 教育支援課 ☎ 381-1409

小学校への入学にあたり、心身に障がいのあるお子さんの保護者の方を対象に、専門委員が総合的な立場から就学相談に応じています。

学用品費などの援助（就学援助）

学校教育課 ☎ 381-1058

小・中学校に通学するため経済的援助の必要な保護者に、学用品費・給食費・入学準備金・医療費（学校保健安全法施行令で定められている病気）・通学費・体育実技用具費・修学旅行費・生徒会費・PTA会費などを援助します。申請は、学校を通じて行いますので、各学校へご相談ください。

奨学金制度

学校教育課 ☎ 381-1058

学費の支払いが困難な方に、公立、私立高校への奨学金をお貸しします。希望

の方は、毎年4月中に申し込みください。

子ども会

江別市子ども会育成連絡協議会（生涯学習課青少年係） ☎ 381-1069

子ども会は子どもたちの自主性、社会性を養うために地域で作っている組織です。江別市子ども会育成連絡協議会では小中学生を対象とした各種事業の開催のほか、子ども会が主催する活動における事故などの怪我や疾病などについて補償する「全国子ども会安全共済会」の加入受付を行っています。

放課後児童クラブ・

児童センター・東野幌青少年会館 子育て支援課 ☎ 381-1408

●放課後児童クラブ

保護者の就労や病気などで、下校後留守家庭となる小学生を対象として開設しています。

申し込み方法や施設一覧は右の二次元コードからご確認ください。



●児童センター

子どもたちが読書やスポーツ、ゲームなど、自由な活動を通じて仲間づくりができるところです。開館時間などの詳細は右の二次元コードからご確認ください。



●東野幌青少年会館

（野幌東町62-3 ☎ 381-2822）

児童・青少年、地域住民がスポーツやゲーム、読書・文化活動などで利用できる施設です。

【対象】小学校低学年などの児童を主とした青少年と地域住民、福祉活動組織など。

※幼児は保護者と一緒にご利用ください

えつ市民カレッジ 生涯学習課生涯学習係 ☎ 381-1062

市内にある4つの大学と1つの短期大学には、それぞれ個性的な学部・学科が設置され、専門性の高い教育が行われています。市民向けの公開講座、「ふるさと江別塾」なども開催されていますので、ぜひご参加ください。



● 酪農学園大学



主な公開講座
動物、植物環境など、身近で生活に役立つ講座

● 北翔大学、北翔大学短期大学部



主な公開講座
幅広い教養のほか、資格取得を支援

● 札幌学院大学



主な公開講座
経営、経済などの社会学、文化・歴史などの人文学が中心

● 北海道情報大学



主な公開講座
ITやインターネット、デジタルメディアなど実用的なメニュー

その他の教育機関

種別	学 校 名	所 在 地	電話番号
高校	江別高等学校	上江別 444-1	☎ 382-2173
	野幌高等学校	元野幌 740	☎ 382-2477
	大麻高等学校	大麻ひかり町 2	☎ 387-1661
	とわの森三愛高等学校	文京台緑町 569	☎ 386-3111
	立命館慶祥高等学校	西野幌 640-1	☎ 381-8888
大学・短大	酪農学園大学	文京台緑町 582	☎ 386-1111
	札幌学院大学	文京台 11	☎ 386-8111
	北翔大学	文京台 23	☎ 386-8011
	北翔大学短期大学部	文京台 23	☎ 386-8011
	北海道情報大学	西野幌 59-2	☎ 385-4411
専修	北海道農業協同組合学校	文京台東町 43-1	☎ 386-4331

福祉・医療

障がいのある方

身体障害者手帳の交付

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408

18歳以上…障がい福祉課 ☎ 381-1031

身体に障がいのある方が援護や各種制度を利用するために必要な手帳。障がいの程度(1～6級)に応じてサービスが受けられます。

補装具の交付、借受け、修理

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408

18歳以上…障がい福祉課 ☎ 381-1031

身体障害者手帳の交付を受けている方および難病患者の方などに、歩行補助杖や、視覚障害者安全つえ、眼鏡、義肢、車椅子などの補装具を交付し、借受けまたは修理も行います。自己負担額は原則1割。購入前に申請が必要。



自立支援医療(更生医療)の給付

障がい福祉課 ☎ 381-1031

身体障害者手帳の交付を受けている方で、一般医療ですでに治ゆ(欠損治ゆ、変形治ゆなど)したと考えられている障がいに対し、日常生活上、職業上の能力が高まることが期待される場合、費用の一部を給付します(例:人工透析、人工関節置換術など)。自己負担額は原則1割。

自立支援医療(育成医療)の給付

障がい福祉課 ☎ 381-1031

身体に障がいのある児童または治療をしないと将来に障がいを残すと認められる児童には、その障がいを除去・軽減する治療により確実に効果が期待される場合、治療費用の一部を給付します(例:口蓋裂、斜視手術など)。自己負担額は原則1割。

特別児童扶養手当

子育て支援課 ☎ 381-1408

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母などに支給します(所得制限あり)。

療育手帳の交付

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408

18歳以上…障がい福祉課 ☎ 381-1031

知的障がいのある方がいろいろな援護を受けたり、各種制度を利用したりするために必要な手帳です。

障害児福祉手当の支給

子育て支援課 ☎ 381-1408

精神や身体に重度の障がいがあるため、日常生活に常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方に支給されます(支給要件、所得制限あり)。

特別障害者手当の支給

障がい福祉課障がい福祉係 ☎ 381-1031

精神や身体に重度の障がいがあるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます(支給要件、所得制限あり)。

障がい者の福祉サービス利用

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408

18歳以上…障がい福祉課 ☎ 381-1031

【対象】身体障害者手帳、または療育手帳の交付を受けている方、心身に障がいのある(おそれのある)児童、精神障がい者もしくは難病などの患者。

【主なサービス】ホームヘルプ、生活介護、短期入所、施設への入所・通所、地域生活支援事業(移動支援、日中一時支援、訪問入浴、施設入浴など)。

子ども発達支援センター

江別市総合社会福祉センター内

(錦町 14-87) ☎ 385-1015

月～金曜日、ことばや心身の発達に心配のあるお子さんとその保護者を対象に年齢や発達の状況に応じた相談や通所による支援を行っています。

自立支援医療(精神通院)の交付

障がい福祉課 ☎ 381-1031

精神疾患のため、医療機関に通院している方(精神疾患以外の疾病・症状は対象外)は、診断書などを道が審査し、該当すると認定された場合、自立支援医療受給者証が交付され、通院医療費および薬剤費が助成されます。医療費の自己負担額は原則1割。

軽・中等度難聴児補聴器の交付・修理

子育て支援課 ☎ 381-1408

身体障害者手帳交付の対象とならない18歳未満の児童に、補聴器を交付し修理も行います。自己負担額あり。購入・修理前に申請が必要。

重度心身障がい者(児)

日常生活用具の給付

18歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408

18歳以上…障がい福祉課 ☎ 381-1031

重度心身障がい者(児)および難病患者などに、障がいの状況に応じ、日常生活を容易に送られるよう生活用具を給付します(用具により支給要件あり)。自己負担額は原則1割。購入前に申請が必要。

重度身体障がい者自助具の給付

障がい福祉課 ☎ 381-1031

身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、在宅の重度障がいの方(1級または2級で、所得税非課税世帯)に、読書スタンド、ベッド用テーブル、トイレ付きベッドなどの自助具を給付します。

重度心身障がい者の医療費助成

医療助成課医療助成係 ☎ 381-1403

以下の①～④のいずれかに該当する方の医療費のうち、保険診療の自己負担額（1～3割）の一部について助成します。

- ① 身体障害者手帳 1～3 級（3 級は内部障害のみ）
 - ② 療育手帳 A 判定
 - ③ 知的障がいのある方で認定診断書で「重度」と判定
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ※精神障害者保健福祉手帳で認定された方の入院は助成対象外です
- ※所得制限があります
- ※助成対象者の年齢や世帯の住民税の課税状況により、一部負担金の額が異なります

身体障がい者自動車改造費と免許取得費の助成

障がい福祉課 ☎ 381-1031

身体障害者手帳 1 級～2 級の肢体不自由な方自身が通勤、通学などのため運転する車両を身体障がい者用に改造する場合や、そのために免許を取得したとき、必要な費用の一部を助成します（助成回数などの制限あり）。

福祉タクシー利用料金などの助成

障がい福祉課 ☎ 381-1031

在宅の身体障がい者（手帳 1 級または 2 級）、知的障がい者（手帳 A 判定）と精神障がい者（手帳 1 級）に、基本料金分の福祉タクシー利用券などを交付します（枚数上限有）。

人工透析患者通院交通費の助成

障がい福祉課 ☎ 381-1031

腎臓疾患による人工透析のため、タクシーで通院する方に基本料金分の福祉タクシー利用券を交付します（週 3 回以上通院＝年間最大 90 枚、週 3 回未満通院＝年間最大 60 枚）。

心身障害者自立促進交通費の助成

障がい福祉課 ☎ 381-1031

自立を目的に公共交通機関を利用して、障害福祉サービス事業所、地域活動支援センターなどの施設に通所している在宅の身体障がいのある方、知的障がいのある方と精神障がい回復者に対して、通所時に利用する交通機関の交通費負担額の 2 分の 1 を助成します。

各種割引制度

18 歳未満…子育て支援課 ☎ 381-1408

18 歳以上…障がい福祉課 ☎ 381-1031

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方は運賃などが割引されます。

●タクシーの割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方を対象に、タクシーのメーター表示額の 10% を割引。福祉タクシー利用券と併用可。乗車時に身体障害者手帳または療育手帳を提示してください。

●JR 運賃の割引

① 第 1 種の身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳、A 判定の療育手帳をお持ちの場合（介護者同伴の場合）、旅行キロ数に関係なく障がい者、介護者とも 5 割引。ただし、単独で利用する場合は旅行キロ数 101 km 以上。

② 第 2 種の身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳、B 判定の療育手帳をお持ちの場合、旅行キロ数 101 km 以上の場合は、障がい者のみ 5 割引。

※乗車券を購入する際、お持ちの障害者手帳を提示してください

●バス・地下鉄運賃割引

① JR バスの場合…身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は 5 割引（第 1 種または A 判定の手帳の場合は介護者も割引を受けられます）。定期券購入の場合は 3 割引。

その他のバス会社…JR バスと同内容のバス会社が多いですが、各バス会社により内容が異なる場合もあります。※料金支払いの際、手帳を提示してください

② 地下鉄の場合…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は 5 割引（介護者も割引を受けられます）。※手帳の提示を求められた際、提示してください

●NHK 放送受信料の免除

全額免除…「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」が世帯構成員であり、世帯全員が市町村住民税（住民税）非課税の場合。半額免除…視覚・聴覚障がい者が世帯主または重度の障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）が世帯主の場合。

●有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳の交付を受けている方が自ら運転する場合、または第 1 種の身体障害者手帳・A 判定の療育手帳をお持ちの方を乗せて通行する場合（ETC 利用は、身体障害者手帳・療育手帳の証明により約 5 割の割引※事前に手続きが必要）。

●航空旅客運賃の割引

満 12 歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が、航空機を利用して旅行する場合、障がい者割引を受けることができる場合があります（割引率は航空会社や路線によって異なります）。

詳細については各航空会社に確認してください。

指定ごみ袋の無償交付

廃棄物対策課 ☎ 383-4217

市では、福祉の一環として、無償で指定ごみ袋を配布しています。交付枚数は 1 か月につき、20 リットル袋 10 枚。

【対象】

- (1) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている方
- (2) 中国残留邦人などの円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国残留邦人などおよび特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている方

ごみ出し困難者への戸別収集

[→ 4 ページ]

身体・知的障がい者相談[→ 16 ページ]

障がい者就労相談 [→ 16 ページ]

手話通訳等登録者の派遣

障がい福祉課 ☎ 381-1031

市内に在住する聴覚や言語機能などに障がいのある方が、病院を受診するときなど、手話通訳・要約筆記が必要な場合に派遣します。

障がい者関係団体

障がい福祉課 ☎ 381-1031

市内には次の障がい者団体があります。それぞれの連絡先はお問い合わせください。

江別身体障害者福祉協会・江別聴力障害者協会・江別視覚障害者福祉協会・江別手をつなぐ育成会・江別あすか福祉会

高齢者の方

高齢者の医療制度

医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403

●後期高齢者医療制度

75 歳以上の方（75 歳の誕生日から資格取得）、65 歳～74 歳で一定の障がいがあり、広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）は、後期高齢者医療制度の対象となり、医療機関の窓口で支払う自己負担額は、かかった医療費の 1 割、2 割または 3 割（現役並み所得者）です。

医療費の財源は、患者の自己負担額を除き、国や道、市町村からの公費（約 5 割）、現役世代の保険料（約 4 割）、後期高齢者の保険料（約 1 割）となっています。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額となりますが、年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割算定となります。

保険料の納め方は、年金から差し引かれる「特別徴収」の方法と、納付書や口座振替により納める「普通徴収」の方法があります。

年金額が年額 18 万円未満の方（介護保険料が年金から差し引かれていない方）や、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が差し引かれている年金額の半分を超える方は、納付書か口座振替により納めることになります。

※転入してきた方は年金からの差し引き（特別徴収）が始まるまでは、納付書か口座振替により納めることになります

●医療費が高額になったとき

1 か月の医療費の自己負担額が、自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が高額療養費として支給されます。

●葬祭費

後期高齢者医療制度の対象者が死亡したとき、葬祭を行った方に 3 万円が支給されます。

高齢者インフルエンザ予防接種 保健センター管理係 ☎ 391-8036

高齢者の方のインフルエンザ発症防止、重症化防止のため、予防接種を実施します。
【期間】10月上旬～1月下旬（休診日を除く）
【対象】以下の①または②に該当し、接種を希望する方。

- ①江別市民で接種当日 65 歳以上の方
- ②江別市民で接種当日 60 ～ 64 歳で、心臓、じん臓、呼吸器またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいのある方（障害等級 1 級またはそれに準じる方）

【場所】市内インフルエンザ予防接種実施医療機関（各医療機関に直接申込。事前予約制）

【料金】1,150 円 【回数】1 回

【持ち物】健康保険証※自己負担免除対象者は必ず証明書のコピーも持参してください

●自己負担免除対象者

接種対象者のうち、以下に該当する方は、接種を受ける際に以下の証明書のコピーを医療機関に提出することで自己負担額が免除となります。

- ①生活保護受給者の方：生活保護受給者証のコピー
- ②市民税非課税世帯の方：下記のいずれか 1 点・介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書または介護保険料納入通知書の市民税課税状況欄のコピー（世帯欄に「非課税」の記載のあるもの）
- ・後期高齢者医療資格確認書

65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の 介護保険料

医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403

●保険料の納付方法

老齢（退職）年金年額が 18 万円以上の方
年金から年 6 回（偶数月の年金支給の際）に分けて差し引かれます（特別徴収）。
※遺族年金・障害年金なども、差し引きの対象となります

上記以外の方（普通徴収）

市が送付する「納付書」により、年 10 回に分け、金融機関などの窓口で納めます（口座振替もご利用いただけます）。
※年の途中で転入してきた方や 65 歳になった方は年金からの差し引き（特別徴収）が始まるまでは、納付書が口座振替により納めることになります

地域包括支援センター

介護保険や予防サービスをはじめとした福祉・医療・保健・権利擁護などについて、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が包括的・継続的に支援します。

相談は無料。介護や福祉について分からないことは、ご相談ください。

●江別第一地域包括支援センター

（若草町 6-1）☎ 389-4144 ☎ 391-4612

●江別第二地域包括支援センター

（上江別東町 7-26）☎ 389-5420 ☎ 389-5421

●野幌第一地域包括支援センター

他の市町村から江別に 転入する場合	江別から他の市町村へ 転出する場合
(1) 前住地の市町村から交付された受給資格証明書を窓口へ提出してください。被保険者証の交付や保険料の納付方法を説明します。 (2) 負担限度額認定証等をお持ちだった方は新たに申請が必要です。 (3) 高額介護サービス費の支給を受けていた方は新たに申請が必要です。	(1) 被保険者証をお返しください。 (2) 転出先での手続きに必要な受給資格証明書を交付します。 (3) 負担限度額認定証等をお持ちの方はお返しください。 (4) 保険料が特別徴収（年金からの差し引き）になっている方には精算について説明します。
※ グループホームなどの地域密着型サービスを利用されている方は市町村が変わると今までのサービスが受けられなくなる場合がありますので担当窓口で確認してください	

（中央町 31-6）☎ 381-2940 ☎ 381-2941

●大麻第一地域包括支援センター

（大麻中町 2-17）☎ 388-5100 ☎ 388-5101

高額介護サービス費

介護保険課介護給付係 ☎ 381-1067

サービスを受ける際の利用者負担が高額となり一定額を超えた場合には、申請によりその超えた部分が支給されます。

高額医療・高額介護合算制度

（国民健康保険に關すること）

国保年金課国保給付担当 ☎ 381-1028

（後期高齢者医療に關すること）

医療助成課高齢者医療係 ☎ 381-1403

（介護保険に關すること）

介護保険課介護給付係 ☎ 381-1067

医療保険と介護保険の両方の利用者負担が年間で合算して高額になり、限度額を超えた場合には、申請により超えた部分が支給されます。医療および介護の両制度ともに自己負担額を有する世帯が対象。

施設サービスでの食費・居住費

（滞在費）の軽減

介護保険課介護給付係 ☎ 381-1067

市町村民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も市町村民税非課税）の方（預貯金などが一定額以下）が、施設サービス（介護保険施設等）や短期入所サービスを利用した場合にかかる食費と居住費（滞在費）について、事前に申請をすることにより軽減を受けることができます。

生活支援短期宿泊サービス

介護保険課高齢福祉係 ☎ 381-1067

高齢者が、同居家族の都合などにより自宅介護が受けられないときに、1 カ月あたり 6 日を上限として養護老人ホームに短期間宿泊できるサービスです。

認知症高齢者家族やすらぎ支援事業

介護保険課地域支援事業担当 ☎ 381-1067

認知症高齢者を介護している家族の負担

を軽減するため、家族が留守になるときや介護疲れで休息が必要なときに訪問し、認知症高齢者の話し相手や見守りをするサービスです。

訪問指導 保健センター ☎ 385-5252

保健師などが家庭を訪問し、病気や健康管理などのご相談に応じます。

高齢者緊急通報サービス

介護保険課高齢福祉係 ☎ 381-1067

在宅で 65 歳以上の高齢者や重度身体障がい者などを対象に、緊急時の救急要請や現場への駆け付け、看護師などの専門職による相談などが一体となった民間サービスを利用する費用の一部を助成します。

認知症高齢者等行方不明時位置検索サービス

介護保険課地域支援事業担当 ☎ 381-1067

認知症等の症状により行方不明になることが予測される高齢者に対して、GPS 小型発信装置を貸与し、対象者のおおよその現在位置を検索して発見保護するためのサービスです。

ふれあいワークセンター

（錦町 3-5）☎ 384-3771

高齢者や障がい者の社会参加を支援するための施設です。シルバー人材センターや障がい者の通所施設などがあります。

高齢者クラブ

高齢者クラブ連合会（錦町 14-87 総合社会福祉センター内）☎ 385-1247

地域の交流や健康増進を目的に、レクリエーションなどを行っています。60 歳以上の方なら誰でも入ることができます。

老人憩の家

介護保険課高齢福祉係 ☎ 381-1067

趣味やサークル活動などに利用できる高齢者専用の施設です。利用の際は直接各施設へお申し込みください。

- 上江別老人憩の家
(上江別南町 1-26) ☎ 383-6689
- 緑町老人憩の家
(緑町西 1 丁目 81) ☎ 383-5205
- 野幌老人憩の家
(野幌町 60-9) ☎ 383-7893
- 大麻老人憩の家
(大麻中町 26-4) ☎ 386-9877

社会福祉協議会

江別市総合社会福祉センター内 (錦町 14-87) ☎ 385-1234

社会福祉協議会は、地域に暮らす市民をはじめ、ボランティア、福祉・保健の関係者、行政機関などの参加と協働により、地域の人々が安心して生活できる福祉のまちづくりを目指す民間の組織です。

●給食サービス（市受託事業）

市内在住の 65 歳以上の一人暮らしの方、または子どもと同居していない高齢夫婦世帯および障がい認定を受けているの方のみの世帯などで食事の支度が困難な世帯を対象に、毎日夕食を自宅までお届けするサービスです。利用条件、料金などの詳細はお問い合わせください。

●介護用ベッド・車椅子・歩行器の貸出し

市内在住の方で必要な方に、有料で貸し出しています（台数に限りあり）。

いきいきセンターさわまち

(大麻沢町 5-6) ☎ 387-5111

各室を有料で貸し出しています（教養講座室、研修室、会議室、和室、娯楽室、工芸室）。65 歳以上の方が半数以上の団体が使用する場合は 9 割が免除になるほか、使用区分により 10 割～5 割が減免になります。開館時間…9 時～21 時（日・祝日・年末年始は休館）

公益社団法人江別市シルバー人材センター (錦町 3-5 ふれあいワークセンター内) ☎ 384-3771

高齢者の技能や能力に合った仕事をご家庭や企業、市役所や自治会などから引き受けて、会員に提供しています。おおむね 60 歳以上の方が会員になることができます。

民生委員・児童委員 [→ 16 ページ]

生活にお困りの方

生活保護 保護課 ☎ 381-1029

生活に困窮し、資産、能力、その他あらゆるものを活用しても、最低限度の生活を維持することが困難と認められる方（世帯）に、生活、住宅、教育、医療、介護などの扶助を、金銭または現物支給により行います。受給要件などの詳細はご相談ください。

江別市勤労者生活資金貸付制度 商工労働課 ☎ 381-1023

1 年以上市内同一事業所に就業し、今後も継続してその事業所に就業しようとする勤労者、または市内に 1 年以上在住し、1 年以上同一事業所に就業している勤労者で、市町村民税、固定資産税を完納している方に、医療、教育などの生活に必要な資金を貸し付けしています。詳細および申込は、北海道労働金庫江別支店（☎ 391-6011）へ。

学用品費などの援助（就学援助） [→ 7 ページ]

奨学金制度 [→ 7 ページ]

経済的困窮・生活悩みごと相談（くらしサポートセンターえべつ） [→ 16 ページ]

健康・医療

救急医療・当番病院

健康福祉部地域医療担当 ☎ 385-4600

●外科系（ケガなど）

平日の夜間や休日は、市内の病院（医院）が当番制で対応しています。

【診療時間】

平日：17 時～翌朝 9 時（市立病院は 17 時～翌朝 8 時 30 分）

土曜日：12 時～翌朝 9 時（市立病院は 12 時～翌朝 8 時 30 分）

日曜・祝日：9 時～翌朝 9 時（市立病院は 8 時 30 分～翌朝 8 時 30 分）

●内科・小児科系（急病のとき）

夜間の急病受付は、江別市夜間急病センター（錦町 14-5 ☎ 391-0022）へ。診療時間は 19 時～翌朝 7 時（受付は 18 時 30 分～翌朝 6 時 30 分）。

日曜日・祝日の日中は市内の病院（医院）の当番制で、9 時～17 時（市立病院の場合は 8 時 30 分～17 時）に診療します。

※その日の当番病院は、広報えべつや新聞紙、または北海道救急医療情報案内センター（☎ 0120-20-8699、携帯電話からは ☎ 011-221-8699）、一般社団法人江別医師会 HP でご確認ください

●北海道産婦人科救急電話相談

☎ 290-3299（年中無休 19 時～翌朝 9 時）

●北海道小児救急電話相談

☎ 232-1599 または # 8000（年中無休 19 時～翌朝 8 時）

市立病院

(若草町 6) ☎ 382-5151

●診療科目

内科、人工透析内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、精神科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、内視鏡外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、

耳鼻咽喉科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科

●外来受付（平日）

初めてのの方は、資格確認書、医療受給者証などをお持ちのうえ初診窓口で、再来の方は診療券をお持ちのうえ自動再診受付機または再診窓口で受け付けをしてください。

なお、エントランスホールに総合案内を設置していますので、ご不明な点はお問い合わせください。

●外来受付時間（平日）

午前／8 時～11 時 30 分

午後／12 時 30 分～15 時 30 分

診療科により受付時間・診療時間・診療曜日が異なります。詳細はお問い合わせください。

●入院受付

入院するときには、健康保険証、医療受給者証、印鑑をお持ちのうえ、入院窓口で手続きをしてください。

●面会

14 時～16 時で予約制。平日 9 時～17 時に電話（☎ 382-5151）で申し込み。※面会は 1 日 1 回まで、30 分以内

健康づくり教室（E-リズム）

保健センター ☎ 385-5252

運動による健康増進のため、えべつリズムエクササイズ「E-リズム」体験会を開催しています。運動を通じた健康づくりにご利用ください。

各種検診

保健センター ☎ 385-5252

疾病の早期発見と治療のため、がん検診（胃、肺、子宮、乳、大腸）、江別市国保特定健診、後期高齢者健診、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、歯周病検診を行っています。対象は、職場などで検診を受ける機会がない方です。詳細は、市のホームページをご覧ください。

集団検診予約サービス

▶江別けんしん受付ダイヤル

☎ 600-2149

インターネットや電話でがん検診・特定健診などの申し込みができるサービスです。江別市で実施する集団検診は、電話での申し込みのほか、スマートフォン、パソコンなどでも申し込みできます。右の二次元コードからアクセスしてください。



骨髄ドナー助成事業

保健センター ☎ 391-8036

公益財団法人骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業で骨髄または末梢血幹細胞を提供した方に助成金を交付します。



年金・国保

国民年金

国民年金課年金担当 ☎ 381-1028

●国民年金の加入 国民年金は、20歳以上60歳未満のすべての国民が必ず加入し、加入者一人一人が年金を受け取ることができる制度です。

●国民年金の種類 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金

●厚生年金に関するお問い合わせ 新さっぽろ年金事務所 ☎ 892-9313



国民健康保険の目的・加入資格

社会保険や後期高齢者医療制度などに加入している方、生活保護を受けている方を除き、全員加入しなければなりません。会社などを退職した場合は「健康保険資格喪失証明書」をもらい、14日以内に手続きをしてください。

●国民健康保険加入、給付 国民年金課国保給付担当・国保賦課係 ☎ 381-1028

●国民健康保険税 国民年金課国保賦課係 ☎ 381-1028

●各種健康診査などの助成 保健センター（事業担当） ☎ 385-4620

生活習慣病の予防や改善のために特定健診を実施するほか、病気の早期発見、早期治療により健康な生活を送っていただくために、江別市の国保加入者を対象に短期人間ドック、各種がん検診などの受診について助成しています。

国民年金 加入・変更の手続き

手続きが必要なとき	手続きの内容	届出に必要なもの
20歳になった	手続きは不要。誕生日以降に年金機構から基礎年金番号通知書と納付書が送付されます。（厚生年金加入者を除く）	なし（学生納付特例を希望する場合は、学生証や在学証明などが必要）
転入した（第1号被保険者）	不要（住民票変更手続きのみ）	なし
海外へ転出する（第1号被保険者）	資格喪失または任意加入の手続き	年金手帳または基礎年金番号通知書
就職した	就職先で厚生年金などに加入した場合、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第3号被保険者に変更	※就職先（事業所）が手続きを行います。詳しくは就職先に確認してください
退職した	20歳以上60歳未満の人は、第1号被保険者に変更 配偶者が第3号被保険者の場合は、配偶者も第1号被保険者に変更	年金手帳または基礎年金番号通知書、退職日が記載された書類（離職票など）
配偶者に扶養された	結婚や収入の減少などで第2号被保険者の被扶養配偶者になる場合は、第3号被保険者に変更	※配偶者の勤務先（事業所）が手続きを行います。詳しくは勤務先に確認してください
配偶者の扶養からはずれた	収入の増加や離婚などで第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった場合は、第1号被保険者に変更	年金手帳または基礎年金番号通知書、扶養からはずれた日が記載された書類
国民年金受給者の住所が変わった	住所変更の手続き（住民票の変更以外、手続き不要な場合もあります）	詳しくは年金事務所に確認してください。
受給者が亡くなった	死亡届や遺族年金請求、未支給年金請求など	※加入していた年金によって届出先、必要書類が異なります。詳しくは年金事務所に確認してください

国民健康保険 こんなときは14日以内に届出を

こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	他の市町村から転入した
	職場の健康保険をやめた
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた
	子どもが生まれた
	生活保護を受けなくなった
国保をやめるとき	他の市町村へ転出
	職場の健康保険に加入したとき、職場の健康保険の被扶養者になった
	国保被保険者が死亡した
	生活保護を受け始めた
その他	市内で住所変更、世帯主や氏名が変わった、世帯分離、統合
	修学のため、子どもが他の市町村に住民票を異動
	資格確認書を紛失した、汚れて使えなくなった



施設案内

市役所・証明交付窓口

江別市役所

(高砂町 6) ☎ 382-4141

市役所大麻出張所

(大麻中町 26-4) ☎ 382-4855

教育委員会

(高砂町 24-6) ☎ 381-1057

土木事務所

(元江別本町 21) ☎ 383-5900

環境事務所

(工栄町 14-3) ☎ 383-4217

水道庁舎

(萩ヶ岡 1-4) ☎ 385-1213

上江別浄水場

(上江別東町 16-1) ☎ 382-2756

浄化センター

(工栄町 1) ☎ 383-5174

葬斎場

(対雁 100-4) ☎ 382-2449

水道庁舎証明交付窓口

(萩ヶ岡 1-4)

市民交流施設証明交付窓口

(東野幌本町 6-43)

豊幌地区センター証明交付窓口

(豊幌 686-10)

※証明交付窓口の詳細は戸籍住民課 (☎ 381-1020) または市役所大麻出張所 (☎ 382-4855) へ

福祉・医療・保健

総合社会福祉センター

(錦町 14-87) ☎ 385-1234

ふれあいワークセンター

(錦町 3-5) ☎ 384-3771

いきいきセンターさわまち

(大麻沢町 5-6) ☎ 387-5111

いきいきセンターわかくさ

(若草町 6-1) ☎ 391-4611

デイサービスセンターあかしや

(東野幌町 47-8) ☎ 381-1233

市立病院

(若草町 6) ☎ 382-5151

保健センター

(若草町 6-1) ☎ 385-5252

夜間急病センター

(錦町 14-5) ☎ 391-0022

緑町老人憩の家

(緑町西 1 丁目 81) ☎ 383-5205

上江別老人憩の家

(上江別南町 1-26) ☎ 383-6689

野幌老人憩の家

(野幌町 60-9) ☎ 383-7893

大麻老人憩の家

(大麻中町 26-4) ☎ 386-9877

子ども発達支援センター

(錦町 14-87) ☎ 385-1015

江別第一地域包括支援センター

(若草町 6-1) ☎ 389-4144

江別第二地域包括支援センター

(上江別東町 7-26) ☎ 389-5420

野幌第一地域包括支援センター

(中央町 31-6) ☎ 381-2940

大麻第一地域包括支援センター

(大麻中町 2-17) ☎ 388-5100

消防・防災

消防本部・消防署

(野幌代々木町 80-8) ☎ 382-5432

消防署江別出張所

(3 条 1 丁目 1) ☎ 382-2075

消防署野幌出張所

(野幌代々木町 80-8) ☎ 382-3444

消防署大麻出張所

(大麻元町 192-3) ☎ 386-8333

江別河川防災ステーション

(大川通 6) ☎ 381-9177

公民館・図書館など

市民会館

(高砂町 6) ☎ 383-6446

中央公民館・コミュニティセンター

(3 条 5 丁目 11-1) ☎ 382-2376

野幌公民館

(野幌町 13-6) ☎ 382-2414

大麻公民館

(大麻中町 26-7) ☎ 387-3315

えぼあホール【市民文化ホール】

(大麻中町 26-7) ☎ 387-3120

情報図書館 本館

(野幌末広町 7) ☎ 384-0202

情報図書館江別分館【中央公民館内】

(3 条 5 丁目 11-1) ☎ 385-1372

情報図書館大麻分館【大麻公民館内】

(大麻中町 26-7) ☎ 387-1634

江別太小学校図書館

(朝日町 25) ☎ 382-2600

豊幌小学校図書館

(豊幌 419) ☎ 383-4486

郷土資料館

(緑町西 1 丁目 38) ☎ 385-6466

セラミックアートセンター

(西野幌 114-5) ☎ 385-1004

ガラス工芸館【冬期休館】

(野幌代々木町 53) ☎ 381-1060

旧町村農場【冬期休館】

(いずみ野 25) ☎ 383-7734

勤労者研修センター

(緑町西 1 丁目 103) ☎ 398-9770

都市と農村の交流センター(えみくる)

(美原 1445) ☎ 384-0285

スポーツ施設

市民体育館

(野幌町 9) ☎ 384-5001

東野幌体育館

(東野幌町 28-23) ☎ 382-5000

大麻体育館

(大麻中町 26-17) ☎ 887-6800

青年センター

(緑町西 2 丁目 11) ☎ 383-1221

森林キャンプ場【冬期休業】

(西野幌 928) ☎ 389-6493

あけぼのパークゴルフ場【冬期休業】

(あけぼの町 10) ☎ 382-8900

NOPORO ヤシマ商会スポーツパーク

(西野幌 481) ☎ 384-2166

集会所

江別元町地区センター

(元町 1-2) ☎ 389-5356

区画整理記念会館

(朝日町 11-12) ☎ 383-4331

豊幌地区センター

(豊幌 686-10) ☎ 380-1002

野幌公会堂

(野幌代々木町 54) ☎ 383-6042

野幌鉄南地区センター

(東野幌本町 62-1) ☎ 382-1601

大麻東地区センター

(大麻東町 13-11) ☎ 386-6299

大麻西地区センター

(大麻沢町 26-2) ☎ 387-0221

文京台地区センター

(文京台 7-4) ☎ 386-7095

大麻集会所

(大麻中町 26-4) ☎ 382-1439

野幌農村環境改善センター

(西野幌 157) ☎ 384-0960



タウンマップ

凡 例

- 指定緊急避難場所(地震)
- 指定避難所・指定緊急避難場所(土砂災害)
- 指定避難所・指定緊急避難場所(洪水・土砂災害)
- 郵便局
- 銀行・信金等
- 公園・緑地
- 住宅団地

角山地区

※縮尺は異なります。



西野幌地区

※縮尺は異なります。





各種相談窓口

市民相談所（市役所 1 階）

☎ 381-1021

相談ごと全般（困っていることなど）
相談日時…8 時 45 分～17 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

●法律相談（無料・予約制）

弁護士が法律に関するさまざまな相談をお受けします。予約は月初めの平日から電話受付。

相談日時…第 2・第 4 木曜日 13 時～15 時

●人権相談

人権に関する相談をお受けします。

相談日時…第 3 木曜日 13 時～15 時

●行政相談

国、特殊法人・独立行政法人の業務のほか、道・市の業務のうち、国からの法定受託事務に係る業務と補助に係る業務の要望・苦情などの相談をお受けします。

相談日時…第 4 木曜日 13 時～15 時

家庭生活相談室

●日常生活の悩みごと相談

人間関係・暮らし・家族・健康など。

総合社会福祉センター ☎ 389-7830

相談日時…月曜日 10 時～15 時

市役所大麻出張所 ☎ 382-4855

相談日時…木曜日 10 時～15 時

経済的困窮、生活悩みごと相談

くらしサポートセンターえべつ（総合社会福祉センター内） ☎ 375-8987

経済的困窮のほか、生活の悩みごと相談を専門相談員がお受けします。就労に不安を抱える方向けの就労準備支援機関「しごとサポートセンターコクリ」とも連携しています。

相談日時…月～金曜日 8 時 45 分～17 時 15 分

税務相談（予約制・無料）

市民税課市民税係 ☎ 381-1012

税理士が税全般の相談を受けます。

相談日時…第 3 水曜日（祝日の場合は休み）13 時～16 時（1 枠 30 分程度＝4 枠まで）

※前月から相談日の 1 週間前まで予約を受け付けます

ひとり親家庭相談

子育て支援課子ども家庭支援担当

☎ 381-1236

ひとり親家庭や離婚を考えている方などを対象に、生活面・家庭関係の悩みや、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援金などの相談をお受けします。

相談日時…月～金曜日 8 時 45 分～17 時 15 分

民生委員・児童委員

江別市民生委員児童委員連絡協議会 ☎ 382-8750

生活や福祉全般に関する悩みごとなどがありましたら、地区担当民生委員・児童委員にご相談ください。担当委員の氏名、連絡先などは、江別市民生委員児童委員連絡協議会（総合社会福祉センター内 ☎ 382-8750）へお問い合わせください。

いじめ・不登校相談 ☎ 382-4044

児童・生徒のいじめや、不登校などさまざまな教育相談を専任指導員が電話でお受けします。

相談日時…月～金曜日 10 時～17 時

子ども電話相談 ☎ 384-7830

子どもの悩みごとや心配ごとの相談を受けます。

相談日時…月～金曜日 10 時～17 時

家庭児童相談

子育て支援課子ども家庭支援担当

☎ 381-1236

18 歳未満の児童を養育する上でのさまざまな悩みや児童虐待などの相談に応じます。

相談日時…月～金曜日 8 時 45 分～17 時 15 分

身体・知的障がい者相談員

障がい福祉課 ☎ 381-1031

身体・知的障がい者の生活、更生支援の相談を受ける相談員を配置しています。※連絡先は、障がい福祉課へお問い合わせください

障がい福祉に関する相談

江別市障がい者支援センター（いきいきセンターさわかち内） ☎ 802-5004

障がい者とその家族からの相談をお受けするとともに、生活の支援を行います。

相談日時…月～金曜日 8 時 45 分～17 時 15 分

障がい者の就労に関する相談

えべつ障がい者しごと相談室すてら ☎ 802-7998

障がい者やその家族からの就労相談や、就労支援を行います。

精神障がい回復者生活相談

NP0 法人江別あすか福祉会就労継続支援事業所あすか ☎ 382-0660

あすか地域活動支援センター ☎ 391-9222

精神障がい者および家族に対して専任の相談員が生活上の相談に応じます。

相談日時…月～金曜日 10 時～16 時

妊婦・親子健康相談

保健センター ☎ 385-5252

妊娠期から乳幼児期まで、食事、健康、育児、予防接種などについて保健師や栄養士が相談に応じます。毎月 1 回保健センターで実施します。

こころと体の健康相談

保健センター ☎ 385-5252

心や体に関する相談に保健師や看護師、管理栄養士が対応します。

成年後見制度に関する相談

江別市成年後見支援センター（総合社会福祉センター内） ☎ 375-8988

高齢者や障がい者の生活や財産に関する不安や困りごとの相談受け付けと成年後見制度利用手続きの支援を行います。

相談日時…月～金曜日 8 時 45 分～17 時 15 分

消費生活相談

江別市消費生活センター（市役所第 2 別館 2 階） ☎ 381-1026

相談日時…月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9 時～17 時（最終受付 16 時 30 分）※要電話予約

就労支援

江別まちなか仕事プラザ ☎ 378-6161

江別市で働くことを考えている方を応援する施設です。

相談日時…火～土曜日 9 時 30 分～17 時 30 分

労働相談

労働相談ホットライン

☎ 0120-81-6105（フリーダイヤル）

相談日時…月～金曜日 17 時～20 時、土曜日 13 時～16 時（日・祝日・年末年始は休み）

ドメスティック・バイオレンスの相談

子育て支援課子ども家庭支援担当

☎ 381-1236

〔北海道立女性相談援助センター〕

☎ 666-9955（配偶者暴力相談支援センター）

〔民間シェルター 女のスペース・おん〕

☎ 215-0512

〔北海道警察本部相談センター〕

☎ 241-9110 または #9110（#9110 は、プッシュ回線の電話、公衆電話、携帯電話でつながります。）

〔女性の人権ホットライン〕

☎ 0570-070-810（札幌法務局）

〔DV 相談＋〕

☎ 0120-279-889（内閣府）

セクシュアル・ハラスメントの相談

〔北海道労働局雇用環境・均等部 指導課〕

☎ 709-2715

〔法テラス札幌〕 ☎ 0570-078-388

（日本司法支援センター札幌地方事務所）

緑の相談

環境課自然環境担当 ☎ 381-1046

花や樹木に関する相談を受け付けます。